

ふるさと納税 年末年始の取扱いについて

【1】寄附金の取扱いについて

(1) クレジットカードによるお支払い

**12月31日午後11時59分まで**にインターネットで寄附申込及びカード決済を完了していただいた場合は、令和元年分の寄附として取扱いさせていただきます。

(2) 指定口座への振込によるお支払い

**12月31日までに宮古島市指定口座に入金が確認された分までは**、令和元年分の寄附として取扱いさせていただきます。

(3) 現金書留又は直接持参によるお支払い

現金書留及び直接持参の場合は、**12月27日(金)到着(必着)分まで**を令和元年分の寄附として取扱いさせていただきます。

【2】「寄附金税額控除に係る申告特例申請(ワンストップ特例申請)」の手続きについて

「寄附金税額控除に係る申告特例申請(ワンストップ特例申請)」をご希望の方につきましては、**令和2年1月10日(必着)まで**に下記の申請書をダウンロードし必要事項をご記入の上、宮古島市企画調整課ふるさと納税担当宛て郵送をお願いします。

- ・ワンストップ特例申請書
- ・ワンストップ特例申請書(記入例)
- ・ワンストップ特例申請書添付台紙

【3】寄附金受領証明書の送付について

「寄附金受領証明書」は、本市への入金が確定後に送付させていただきます。証明書の送付は、以下のとおりです。

12月1日～12月31日に入金された方 → **令和2年1月中旬**

【4】年末年始のお問い合わせについて

年末年始、宮古島市役所は12月28日（土）から翌年1月5日（日）まで閉庁となります。この期間のお問い合わせについては、お受けできませんので予めご了承下さい。